福井県公安委員会審査請求手続規程

平成28年3月18日福井県公安委員会規程第5号

改正

平成29年8月4日公委会規程第14号、令和3年3月18日公委会規程第4号、令和5年3月27日公委会規程第8号

福井県公安委員会審査請求手続に関する規程を次のように定める。

福井県公安委員会審査請求手続規程

福井県警察の行政不服審査手続きに関する規程(平成14年福井県公安委員会規程第4号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 審査請求に関する一般的手続(第3条-第26条)
- 第3章 福井県情報公開条例等に係る審査請求に関する手続(第27条)
- 第4章 雑則 (第28条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、福井県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に対する審査請求に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程で使用する用語は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)で使用する用語の例による。

第2章 審査請求に関する一般的手続

(総代の互選の命令等)

- 第3条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第11条第2項の規定による 総代の互選の命令は、書面により行うものとする。
- 2 公安委員会は、総代が選任され、又は解任されたときは、他の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(参加の許可の通知等)

- 第4条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第1項の許可をし、又はしないこととしたときは、当該許可の申請をした利害関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
- 2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第2項の規定による参加 の要求は、書面により行うものとする。
- 3 公安委員会は、利害関係人が新たに参加人となったとき又は参加人が審査請求への参加を取り下げたときは、他の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(補正の命令)

- 第5条 法第23条の規定による補正の命令は、書面により行うものとする。 (執行停止についての処分庁の意見の聴取等)
- 第6条 法第25条第3項の規定による処分庁の意見の聴取は、書面により行うものとする。
- 2 公安委員会は、法第25条第2項又は第3項の規定による執行停止をしたときは、審査請求人、参加人及び処分庁(処分庁が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。次条において同じ。)に対し、書面によりその旨を通知するものとする。 法第25条第2項の申立てが行われた場合において、同項の規定による執行停止をしないこととしたときも、同様とする。

(執行停止の取消しの通知)

第7条 公安委員会は、法第26条の規定により執行停止を取り消したときは、審査請求 人、参加人及び処分庁に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(審査請求の取下げの通知等)

- 第8条 公安委員会は、法第27条の規定による審査請求の取下げがあったときは、参加 人及び処分庁等(処分庁等が審査庁である場合には参加人。第25条第2項において 同じ。)に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
- 2 公安委員会は、前項に規定する審査請求の取下げがあったときは、法第32条第1項 若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規 定により提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。この 場合において、当該書類その他の物件の返還は、還付請書(別記様式第1号)と引換 えに行わなければならない。

(処分庁等に対する弁明書の提出の要求)

第9条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第29条第2項の規定による 弁明書の提出の要求は、書面により行うものとする。

(反論書等を提出すべき期間の通知)

第10条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第30条第1項又は第2項に規定する相当の期間を定めたときは、審査請求人又は参加人に対し、 書面によりその旨を通知するものとする。

(意見の陳述の機会供与の通知等)

- 第11条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第2項の規定による 口頭意見陳述の期日及び場所の指定並びに審理関係人の招集は、書面により行うもの とする。
- 2 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項の 規定による意見の陳述を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した口頭意見陳述録 取書を作成するものとする。
- (1) 事案の件名
- (2) 意見の陳述の日時及び場所
- (3) 意見の陳述をした者の氏名及び住所
- (4) 意見の陳述の要旨

(補佐人同伴の許可の通知)

第12条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第3項の許可をし、又はしないこととしたときは、申立人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(証拠書類等を提出すべき期間の通知)

第13条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第32条第3項に規定する相当の期間を定めたときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(物件の提出の通知等)

- 第14条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の申立てが行われた場合において、同条の規定による物件の提出を要求し、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。ただし、当該申立てが法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項の規定による意見の聴取又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項の規定による意見の聴取の場において行われる場合であって、その場において当該要求をし、又はしないこととしたときは、この限りでない。
- 2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による物件の提出 の要求は、書面により行うものとする。

(証拠書類等の管理)

- 第15条 公安委員会は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した提出物目録(別記様式第2号)を作成しなければならない。
 - (1) 事案の件名
 - (2) 提出を受けた年月日
 - (3) 提出人の氏名及び住所
 - (4) 提出を受けた書類その他の物件の種目
- 2 公安委員会は、前項の提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目録に係る書類その他の物件の提出人に交付しなければならない。
- 3 公安委員会は、必要がなくなったときは、速やかに、提出を受けた書類その他の物件 をその提出人に返還しなければならない。
- 4 第8条第2項後段の規定は、前項の規定による返還について準用する。

(証拠書類等の提出に係る審理関係人に対する通知)

第16条 公安委員会は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、その提出人以外の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(参考人の陳述の通知等)

第17条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の申立てが行われた場合において、同条の規定による参考人の陳述又は鑑定の要求をし、 又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知 するものとする。

- 2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の規定による参考人の陳 述又は鑑定の要求は、書面により行うものとする。
- 3 第14条第1項ただし書の規定は第1項の規定による通知について、第11条第2項 の規定は口頭による法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条に規 定する参考人の陳述について、それぞれ準用する。

(検証の通知等)

- 第18条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の申立てが行われた場合において、同項の規定による検証をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
- 2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第2項の規定による通知 は、書面により行うものとする。
- 3 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の 規定による検証をしたときは、次に掲げる事項を記載した検証調書を作成するものと する。
- (1) 事案の件名
- (2) 検証の日時及び場所
- (3) 立会人の氏名及び住所
- (4) 検証の結果
- 4 第14条第1項ただし書の規定は、第1項の規定による通知について準用する。 (質問の通知等)
- 第19条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の申立てが行われた場合において、同条の規定による質問をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
- 2 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の規定による質問をしようとする場合において、必要があると認めるときは、質問を受けるべき者に対し、書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。
- 3 第14条第1項ただし書の規定は第1項の規定による通知について、第11条第2項 の規定は口頭による法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の規 定による質問について、それぞれ準用する。

(意見の聴取の通知等)

- 第20条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項の規定により審理関係人を招集しようとするときは、審理関係人に対し、書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。
- 2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第3項の規定による通知 は、書面により行うものとする。
- 3 第11条第2項の規定は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37 条第1項又は第2項の規定による意見の聴取について準用する。

(提出書類等の閲覧等についての提出人の意見の聴取等)

第21条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第2項の規定による

提出人の意見の聴取は、書面により行うものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第3項の規定による指定は、提出書類閲覧日時等指定書(別記様式第3号)を送付して行うものとする。

(手続の併合又は分離の通知)

第22条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第39条の規定により数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離したときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(審理手続の終結の通知)

第23条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第41条第3項の規定による 審理手続を終結した旨の通知は、書面により行うものとする。

(裁決)

第24条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第50条第1項に規定する裁 決は、裁決書(別記様式第4号)により行うものとする。

(裁決書の謄本の送達等)

- 第25条 法第51条第2項又は第4項の規定による裁決書の謄本の送付は、当該謄本に裁 決書謄本送付書(別記様式第5号)を付して行うものとする。
- 2 公安委員会は、法第51条第2項ただし書の規定による公示の方法による送達をした ときは、参加人及び処分庁等に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(証拠書類等の返還に関する規定の準用)

第26条 第8条第2項後段の規定は、法第53条の規定による返還について準用する。

第3章 福井県情報公開条例等に係る審査請求に関する手続

(規定の適用関係)

第27条 福井県情報公開条例(平成12年条例第4号。以下「公開条例」という。)に規定する審査請求及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「保護法律」という。)に規定する審査請求については、公開条例及び保護法律において特別の定めがある場合を除き、この規程に基づく手続により行うものとする。

第4章 雑則

(警察本部長への委任)

第28条 この規程に定めるもののほか、公安委員会に対する審査請求に関し必要な事項は、 警察本部長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、法の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置)

行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、法の施行前にされた行政庁の処分又は法の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成29年8月4日福井県公安委員会規程第14号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月18日福井県公安委員会規程第4号) この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月27日福井県公安委員会規程第8号) この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(別記様式省略)